

令和4年 第4回 福岡市東区選挙管理委員会

4月20日（水）

【 議 題 】

- 1 議案第9号 選挙人名簿から抹消する者について
- 2 議案第10号 在外選挙人名簿から抹消する者について

【 報 告 事 項 】

- 1 報告1 福岡市選挙管理委員会委員の就任について
- 2 報告2 福岡市城南区選挙管理委員会委員の退職及び就任（補欠）について
- 3 報告3 福岡市城南区選挙管理委員会委員長及び委員長職務代理者の就任について

<次回以降日程>

委員会 令和4年5月20日（金） 午前10時00分～

議案第9号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和4年4月20日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

- | | | |
|---|-----------|-----------|
| 1 | 抹消する者の数 | 987人 |
| | 内訳 死亡者 | 378人 |
| | 市外転出者 | 609人 |
| 2 | 抹消する者の氏名等 | 別紙のとおり |
| 3 | 抹消年月日 | 令和4年4月20日 |

(根拠)

・議決 公職選挙法第28条の規定による。

第二十八条(登録の抹消)

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第四号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

- 一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。
- 二 前条第一項又は第二項の表示をされた者が当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過するに至ったとき。
- 三 第三十条の六第二項の規定による第三十条の二第三項に規定する在外選挙人名簿への登録の移転をすることとするとき。
- 四 登録の際に登録されるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第二十七条(表示及び訂正等)

(一部略) 市町村の区域内に住所を有しなくなったことを知った場合には、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

令和4年4月20日 抹消者数

投 票 区	死亡者合計			転出者合計			抹消者計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
1 馬 出 第 一	1	0	1	13	12	25	14	12	26
2 馬 出 第 二	4	1	5	9	12	21	13	13	26
3 箱 崎 第 一	5	1	6	11	15	26	16	16	32
4 箱 崎 第 二	6	4	10	9	6	15	15	10	25
5 箱 崎 第 三	2	2	4	10	4	14	12	6	18
6 筥 松 第 一	4	1	5	6	11	17	10	12	22
7 筥 松 第 二	8	6	14	13	12	25	21	18	39
8 筥 松 第 三	5	6	11	7	6	13	12	12	24
9 松 島 第 一	4	0	4	12	14	26	16	14	30
10 松 島 第 二	4	6	10	10	7	17	14	13	27
11 名 島 第 一	11	6	17	6	11	17	17	17	34
12 名 島 第 二	8	4	12	6	8	14	14	12	26
13 千 早	2	3	5	12	9	21	14	12	26
14 千 早 西	9	5	14	7	5	12	16	10	26
15 香 陵	1	2	3	3	7	10	4	9	13
16 香 椎 浜	5	6	11	3	3	6	8	9	17
17 城 浜	6	5	11	3	4	7	9	9	18
18 多々良第 一	6	6	12	13	8	21	19	14	33
19 多々良第 二	4	2	6	3	1	4	7	3	10
20 八 田	9	5	14	10	7	17	19	12	31
21 青 葉 第 一	5	5	10	2	5	7	7	10	17
22 青 葉 第 二	2	2	4	0	3	3	2	5	7
23 舞 松 原 第 一	2	3	5	4	1	5	6	4	10
24 舞 松 原 第 二	2	7	9	8	3	11	10	10	20
25 若 宮 第 一	5	0	5	4	5	9	9	5	14
26 若 宮 第 二	2	1	3	3	3	6	5	4	9
27 香 椎 第 一	7	5	12	6	6	12	13	11	24
28 香 椎 第 二	2	4	6	6	7	13	8	11	19
29 香椎下原第 一	1	2	3	7	4	11	8	6	14
30 香椎下原第 二	5	8	13	10	11	21	15	19	34
31 香 椎 東 第 一	3	6	9	7	11	18	10	17	27
32 香 椎 東 第 二	4	3	7	4	4	8	8	7	15
33 香住ヶ丘第 一	6	9	15	24	19	43	30	28	58
34 香住ヶ丘第 二	3	5	8	3	5	8	6	10	16
35 和 白 第 一	7	6	13	11	6	17	18	12	30
36 和 白 第 二	3	3	6	5	5	10	8	8	16
37 三 苦	7	4	11	3	8	11	10	12	22
38 奈 多 第 一	8	4	12	2	4	6	10	8	18
39 奈 多 第 二	1	0	1	4	1	5	5	1	6
40 美 和 台 第 一	5	6	11	5	4	9	10	10	20
41 美 和 台 第 二	4	3	7	6	5	11	10	8	18
42 和 白 東 第 一	6	6	12	2	1	3	8	7	15
43 和 白 東 第 二	2	4	6	7	3	10	9	7	16
44 西 戸 崎 第 一	3	5	8	1	0	1	4	5	9
45 西 戸 崎 第 二	1	0	1	0	0	0	1	0	1
46 志 賀 第 一	3	1	4	0	1	1	3	2	5
47 志 賀 第 二	0	0	0	0	0	0	0	0	0
48 志 賀 第 三	0	0	0	0	0	0	0	0	0
49 照 葉 第 一	1	0	1	3	1	4	4	1	5
50 照 葉 第 二	1	0	1	10	8	18	11	8	19
合 計	205	173	378	313	296	609	518	469	987

選挙人名簿登録者数調べ

投票区	令和4年3月1日現在登録者数			令和4年4月20日消			移替									令和4年4月20日現在登録者数					
	男	女	計	男	女	計	抹消			登録			男	女	計	男	女	計			
							男	女	計	男	女	計									
1馬出第一	2,608	2,945	5,553	14	12	26			0			0			0			0	2,594	2,933	5,527
2馬出第二	2,188	2,274	4,462	13	13	26			0			0			0			0	2,175	2,261	4,436
3箱崎第一	2,650	2,995	5,645	16	16	32			0			0			0			0	2,634	2,979	5,613
4箱崎第二	2,963	2,977	5,940	15	10	25			0			0			0			0	2,948	2,967	5,915
5箱崎第三	2,789	3,262	6,051	12	6	18			0			0			0			0	2,777	3,256	6,033
6宮松第一	2,824	2,547	5,371	10	12	22			0			0			0			0	2,814	2,535	5,349
7宮松第二	3,681	3,760	7,441	21	18	39			0			0			0			0	3,660	3,742	7,402
8宮松第三	3,130	2,865	5,995	12	12	24			0			0			0			0	3,118	2,853	5,971
9松島第一	2,941	2,389	5,330	16	14	30			0			0			0			0	2,925	2,375	5,300
10松島第二	3,171	3,239	6,410	14	13	27			0			0			0			0	3,157	3,226	6,383
11名島第一	4,454	4,932	9,386	17	17	34			0			0			0			0	4,437	4,915	9,352
12名島第二	1,956	2,116	4,072	14	12	26			0			0			0			0	1,942	2,104	4,046
13千早	4,558	5,894	10,452	14	12	26			0			0			0			0	4,544	5,882	10,426
14千早西	2,503	2,922	5,425	16	10	26			0			0			0			0	2,487	2,912	5,399
15香陵	1,901	2,329	4,230	4	9	13			0			0			0			0	1,897	2,320	4,217
16香椎浜	2,725	3,578	6,303	8	9	17			0			0			0			0	2,717	3,569	6,286
17城浜	1,123	1,543	2,666	9	9	18			0			0			0			0	1,114	1,534	2,648
18多々良第一	4,981	4,433	9,414	19	14	33			0			0			0			0	4,962	4,419	9,381
19多々良第二	1,050	1,210	2,260	7	3	10			0			0			0			0	1,043	1,207	2,250
20八田	2,530	3,180	5,710	19	12	31			0			0			0			0	2,511	3,168	5,679
21青葉第一	2,514	2,961	5,475	7	10	17			0			0			0			0	2,507	2,951	5,458
22青葉第二	1,988	2,216	4,204	2	5	7			0			0			0			0	1,986	2,211	4,197
23舞松原第一	1,768	2,002	3,770	6	4	10			0			0			0			0	1,762	1,998	3,760
24舞松原第二	2,119	2,558	4,677	10	10	20			0			0			0			0	2,109	2,548	4,657
25若宮第一	2,452	2,687	5,139	9	5	14			0			0			0			0	2,443	2,682	5,125
26若宮第二	1,432	1,484	2,916	5	4	9			0			0			0			0	1,427	1,480	2,907
27香椎第一	2,867	3,100	5,967	13	11	24			0			0			0			0	2,854	3,089	5,943
28香椎第二	2,140	2,442	4,582	8	11	19			0			0			0			0	2,132	2,431	4,563
29香椎下原第一	1,602	1,657	3,259	8	6	14			0			0			0			0	1,594	1,651	3,245
30香椎下原第二	4,473	4,053	8,526	15	19	34			0			0			0			0	4,458	4,034	8,492
31香椎東第一	2,928	3,150	6,078	10	17	27			0			0			0			0	2,918	3,133	6,051
32香椎東第二	2,443	2,706	5,149	8	7	15			0			0			0			0	2,435	2,699	5,134
33香住ヶ丘第一	4,500	4,262	8,762	30	28	58			0			0			0			0	4,470	4,234	8,704
34香住ヶ丘第二	2,378	2,771	5,149	6	10	16			0			0			0			0	2,372	2,761	5,133
35和白第一	2,435	2,569	5,004	18	12	30			0			0			0			0	2,417	2,557	4,974
36和白第二	2,728	3,080	5,808	8	8	16			0			0			0			0	2,720	3,072	5,792
37三苦	3,570	3,846	7,416	10	12	22			0			0			0			0	3,560	3,834	7,394
38奈多第一	2,363	2,753	5,116	10	8	18			0			0			0			0	2,353	2,745	5,098
39奈多第二	1,178	1,384	2,562	5	1	6			0			0			0			0	1,173	1,383	2,556
40美和台第一	2,969	3,398	6,367	10	10	20			0			0			0			0	2,959	3,388	6,347
41美和台第二	3,134	3,594	6,728	10	8	18			0			0			0			0	3,124	3,586	6,710
42和白東第一	2,608	2,877	5,485	8	7	15			0			0			0			0	2,600	2,870	5,470
43和白東第二	2,335	2,585	4,920	9	7	16			0			0			0			0	2,326	2,578	4,904
44西戸崎第一	1,817	2,065	3,882	4	5	9			0			0			0			0	1,813	2,060	3,873
45西戸崎第二	575	647	1,222	1	0	1			0			0			0			0	574	647	1,221
46志賀第一	432	502	934	3	2	5			0			0			0			0	429	500	929
47志賀第二	76	103	179	0	0	0			0			0			0			0	76	103	179
48志賀第三	113	127	240	0	0	0			0			0			0			0	113	127	240
49照葉第一	1,277	1,367	2,644	4	1	5			0			0			0			0	1,273	1,366	2,639
50照葉第二	2,876	3,182	6,058	11	8	19			0			0			0			0	2,865	3,174	6,039
合計	122,816	133,518	256,334	518	469	987	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	122,298	133,049	255,347

議案第 10 号

在外選挙人名簿から抹消する者について

在外選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和 4 年 4 月 20 日

福岡市東区選挙管理委員会
委員長 渡辺 裕江

1 抹消する者の数 1 人

内訳 住民票が新たに作成された後 4 箇月を経過した者 1 人

2 抹消する者の氏名等 別紙のとおり

3 抹消年月日 令和 4 年 4 月 20 日

※参考：在外選挙人登録数（東区）		
男	39 人	女 98 人
計	137 人	
(R4. 4. 20 委員会終了後)		

(根 拠)

・議決 公職選挙法第 30 条の 11 の規定による。

第三十条の十一（在外選挙人名簿の登録の抹消）

市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の在外選挙人名簿に登録されている者について次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これらの者を直ちに在外選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第三号に該当するに至ったときは、その旨を告示しなければならない。

一 死亡したこと又は日本の国籍を失ったことを知ったとき。

二 前条第一項の表示をされた者について国内の市町村の区域内に住所を定めた年月日として戸籍の附票に記載された日後四箇月を経過するに至ったとき。

三 在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転の際に在外選挙人名簿の登録又は在外選挙人名簿への登録の移転をされるべきでなかったことを知ったとき。

※前条第一項の規定

第三十条の十（在外選挙人名簿の表示及び訂正等）

市町村の選挙管理委員会は、在外選挙人名簿に登録されている者が（中略）在外選挙人名簿に登録されている者に係る住民票が国内の市町村において新たに作成されたことを知った場合には、直ちに在外選挙人名簿にその旨を表示しなければならない。